

電気通信大学防火・防災管理規程

昭和44年 4月 1日

改正

昭和49年12月16日	平成 8年 5月11日	平成24年 3月27日
昭和61年 4月 1日	平成10年 4月 1日	平成24年 5月22日
昭和62年10月 1日	平成13年 4月 1日	平成25年 2月26日
昭和63年 4月 1日	平成16年 4月 1日	平成26年 2月26日
平成元年 4月 1日	平成17年 4月 1日	平成26年 9月26日
平成元年 6月 5日	平成18年 4月19日	平成28年 3月23日
平成 2年 4月 1日	平成19年 4月 1日	平成28年 4月27日
平成 3年 5月27日	平成22年 4月20日	平成28年 7月27日
平成 6年 9月12日	平成22年 7月21日	平成29年 1月26日
平成 7年 4月 1日	平成23年 4月26日	平成29年 3月31日
平成 8年 4月 1日	平成23年 7月20日	平成30年 3月30日

(目的)

第1条 この規程は、電気通信大学（以下「本学」という。）における防火・防災管理の徹底を期し、もって火災や災害の発生を防止するとともに、火災や災害による物的、人的被害を軽減することを目的とする。

(諸規則との関係)

第2条 前条の目的を達成するため、防火・防災管理について必要な事項は、別に定めのある場合のほか、この規程の定めるところによる。

(防火・防災管理の総括)

第3条 学長は、本学における防火・防災管理の全般を総括する。

(防火・防災対策委員会)

第4条 本学に、防火・防災管理に関する審議機関として、防火・防災対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、学長が指名する理事を委員長とし、委員は、各部長、各課長及び防災管理者(防火管理者)をもって組織する。

3 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 消防計画及び実施案の策定
- (2) 防火・防災に関する細則の制定、改廃
- (3) 消防設備等の改善強化
- (4) 防火・防災上の調査、研究、企画
- (5) 防火・防災思想の普及及び高揚
- (6) 防火・防災管理に関する根本的対策
- (7) 自衛消防隊の組織及び装備等に関すること。
- (8) 自衛消防訓練の実施細部に関すること。

(9) 工事等をする際の火災予防対策に関すること。

4 委員会に関する事務は、総務部経理調達課が行う。

(防災管理者(防火管理者)及びその責務)

第5条 消防法(昭和23年法律第186号)第8条及び第36条の規定に基づき、本学に防災管理者(防火管理者)を置き、学長が命ずる。

2 防災管理者(防火管理者)は、消防法その他に定める防火・防災管理上必要な一切の業務を誠実に遂行しなければならない。

(予防管理組織)

第6条 常時の火災予防について徹底を期するため、防火管理者の下に防火担当責任者及び火気取締責任者(以下「責任者等」という。)を置く。

2 前項の責任者等の任務分担は、別表第1のとおりとする。

3 防火担当責任者は、不動産監守者をあて火気取締責任者は、別表第2のとおりとする。

(自衛消防隊)

第7条 火災や災害の予防、火災や災害発生時における被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は、別表第3のとおりとする。

3 自衛消防隊長には学長が指名する理事を、自衛消防副隊長には防災管理者(防火管理者)を充てる。

4 統括管理者には、自衛消防副隊長を充てる。

(防火・防災教育等)

第8条 本学職員は、進んで防火・防災に関する教育訓練を受け、防火・防災管理の完璧を期するよう努めなければならない。

(消防訓練)

第9条 防災管理者(防火管理者)は、火災や災害発生時における被害を最小限度にとどめるため、職員に対し消防の基本訓練、消火訓練、避難訓練及びこれらの総合訓練をそれぞれ年1回以上実施しなければならない。

(消防機関との連絡事項)

第10条 防災管理者(防火管理者)は、常に消防機関と連絡を密にし、防火・防災管理の適正を期することに努めなければならない。

2 前項の連絡事項は、次の各号による。

(1) 防火・防災に関する計画の提出

(2) 査察の要請

(3) 教育訓練指導の要請

(4) 法令に基づく諸手続の促進

(5) その他防火・防災管理についての必要事項

(警報伝達及び火気使用の規制)

第11条 防災管理者(防火管理者)は、火災警報発令下及びその他の事情により火災や災害発生の危険又は人命安全上の危険が切迫していると認めたときは、その旨を学内に伝達し、火気使用等の中止、又は危険な場所への立入り禁止を命ずることができる。

(火災発生時の心得)

第12条 職員及び学生は出火したとき、又は火災を発見した時は、別表第4の火災時心得により行動しなければならない。

(適用の範囲)

第13条 この規程は、学生及び職員以外の入構者にも適用する。

附 則

この規則は、昭和44年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、昭和49年12月16日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年6月5日から施行し、平成元年5月29日から適用する。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年5月27日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成6年9月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年5月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年7月21日から施行し、平成22年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年9月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

予防管理組織任務分担表

責任者等	任 務
火気取締責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 勤務時間中の担当範囲の火気取締りの留意 2. 退勤時の残火の完全消火その他電源スイッチ、ガスコック等の遮断及び安全の確認 3. その他担当区域にある消火器等の点検整備
事務室等防火担当責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般火気の管理及び屋外における一般火気その他の火気の取締に関する事。 2. 電気器具及びガス器具に関する事。 3. 消防設備等の保守管理に関する事。 4. 警備員による学内全般の火災警戒に関する事。
研究室等防火担当責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般火気の管理及び屋外における一般火気その他の火気の取締に関する事。 2. 研究作業中の各種火気、電気器具の管理に関する事。 3. アルコール、ベンゾール、その他引火性物品に対する引火防止に関する事。 4. 消防設備等の保守管理に関する事。
工場等防火担当責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般火気の管理及び屋外における一般火気その他の火気の取締に関する事。 2. 研磨機、電気溶接器、各種機械の軸受等の点検管理に関する事。 3. アセチレン溶接器、アセチレンガス発生器、カーバイト等の安全管理に関する事。 4. 油ぼろ、切削くず、切くず等の安全管理に関する事。 5. 消防設備等の保守管理に関する事。
倉庫等防火担当責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般火気の管理及び屋外における一般火気その他の火気の取締に関する事。 2. 消防設備等の保守管理に関する事。
変電室等防火担当責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各種受配電の安全管理に関する事。 2. 学内全般における電気設備の保守管理に関する事。 3. 消防設備等の保守管理に関する事。
ボイラー室等防火担当責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1. ボイラーの安全管理に関する事。 2. 燃料タンクの安全管理に関する事。 3. 消防設備等の保守管理に関する事。

別表第2（第6条関係）

火気取締責任者

	区 分	火気取締責任者
総務課	総務課事務室，本部倉庫(203, 204)，2階湯沸室，2階廊下階段便所，3階廊下階段便所，第一会議室，4階準備室，5階会議室(1)，5階会議室(2)，5階準備室，5階廊下階段便所，別館1階会議室，別館準備室，創立80周年記念会館，車庫	総務係長
	学長室，理事室，監事室，学長顧問室，学長特別補佐室，放送室，特別会議室，応接室	秘書係長
	広報センター	広報係長
	研究科長室	情報理工学研究科事務係長
人事労務課	人事労務課事務室	人事企画係長
	職員休憩室，更衣室，シャワー室，職員研修所，保育施設	職員係長
	本部倉庫(202)	給与共済係長
財務課	財務課事務室	財務係長
経理課	経理調達課事務室，本部倉庫(101)，講堂，守衛所(正門，西門)，その他他の火気取締責任者の区分に属さない建物，構築物	管財係長
	物品庫，新倉庫，発生材置場	契約第一係長
施設課	施設課事務室，4階湯沸室，4階廊下階段便所，本部倉庫(201)	施設企画係長
	電気室	電気設備係長
	機械室	機械設備係長
教務課	教務課事務室，多目的スペース，別館1階廊下便所，各棟の講義室，教室，非常勤講師控室，非常勤講師準備室，西2号館地階教務準備室	教務係長
学生課	学生課事務室，学生課倉庫	学生係長
	大学会館1階～4階，課外活動共用施設，西食堂，体育館，第二体育館，弓道場，体育倉庫，テニスコート，プール建物，学生寮の共通部分	課外・厚生係長
	就職支援室	就職支援係長
	学生寮の居室	学生寮居住者
	B棟障害学生支援室，本館別館学生相談室	健康・相談係長
	多摩川運動場	多摩川運動場管理人
	浜見寮	浜見寮管理人
菅平宇宙電波観測所宿泊施設	菅平宇宙電波観測所管理人	
入試課	入試課事務室，1階廊下階段便所，本部倉庫(102, 103, 104)	入学試験係長
研推課	東7号館3階研究推進課事務室，3階給湯室，3階廊下階段便所	研究推進係長
学情術報課	東3号館図書館(地下1階～地上3階)，マルチメディアホール(301)，マルチメディア講義室(306)，小会議室(317)，1階～3階廊下階段便所，図書館倉庫	情報企画係長
	計算機室	情報システム係長
国際課	国際課事務室	国際企画係長
	国際教育センター，国際交流会館・留学生宿舍の共通部分	留学生交流係長
	国際交流会館・留学生宿舍の居室	国際交流会館・留学生宿舍居住者
その他	情報理工学域，情報理工学研究科，各センター及び各施設の研究室，実験室等，オープンラボの研究室，実験室	部屋の使用責任者

別表第3 (第7条関係)

○電気通信大学自衛消防隊組織・任務分担表

		班名	任 務	班 長 (副班長)	班 員
自衛消防隊長(学長が指名した理事)	(経理調達課長) 副隊長 ^統括管理者・防災管理者・防火管理者 v	通報連絡班	教職員、学生等への伝達、連絡、記録、報告 火災見舞客の接待、受付 [警報設備等の整備点検 (常時)]	※総務課長 (総務課課長補佐)	総務課職員 [施設課電気設備係職員]
		安全防護班	防火戸の閉鎖、門扉の開放、水利の確保補給 電気ガス設備等の安全措置 消火活動の障害となる物の撤去	施設課長 (施設課課長補佐)	施設課職員、教育研究技師
		初期消火班	火災発生時における消火設備の運用操作及び 注水等消火作業 [消火器、防火シャッター、標識等の整備点検 (常時)]	※研究推進課長 (経理調達課課長補佐)	経理調達課職員、研究推進課職員、 教育研究技師 [経理調達課管財係員、施設課 建築係職員、施設課機械設備係 職員]
		避難誘導班	教職員、学生等の避難誘導 [避難器具、標識灯等の整備点検 (常時)]	※教務課長 (教務課課長補佐)	教務課職員、教育研究技師 [施設課電気設備係職員]
	(総務部長)	応急救護班	負傷者等の救護	※学術情報課長 (学術情報課情報企画係 長)	学術情報課職員
		警戒班	火災時における盗難の防止等学内の警備 消防署員等の誘導	入試課長 (入試課入学試験係長)	入試課職員
	(学務部長)	搬出班	重要物件等の搬出及びその保全	財務課長 (財務課課長補佐)	財務課職員、教育研究技師
	(学術国際部長)				

※告示班長

別表第4（第12条関係）

火災時心得

区分	勤務時間内	勤務時間外
発見者	1 「火事」と連呼して近隣者の 応援を求め、初期消火に努める。 2 火災報知器等で守衛所に通報 する。	1 同 左 2 同 左
警備員	1 出火を知った時は、下記によ り急報する。 ① 119番（消防署） ② 総務課、経理調達課 2 初期消火に努める。 3 消防署員、本学教職員、学生 以外の立入りを禁じ、盗難その 他の警戒に当たる。	1 同 左 2 同 左 3 同 左
自衛消防隊	1 部署について任務を行う。	1 同 左
その他の教職員	1 初期消火に努める。 2 状況により、非常持出物件の 搬出準備等を行う。 3 指示により自衛消防隊に協力 する。 4 状況により待避する。	1 急ぎ集合し事後処理等 に当たる。
学 生	1 初期消火に努める。 2 指示により自衛消防隊に協力する。 3 状況により待避する。	

備考

119番 通知要領（落ちついて繰り返す）

「火事です。調布市調布ヶ丘1丁目5番地の1 電気通信大学構内」